資料 1

令和７年４月　行政組織機構改革（案）について

１　行政組織機構改革の目的

・本市の行政組織機構は、時代のニーズに合わせた機構改革を実施し、現在に至っている。地方自治体を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、新たな行政課題に的確に対応できる組織体制の構築を図っていく必要がある。

・今回の行政組織機構改革の主な内容は、令和５年４月にこども家庭庁が発足し、今後、少子化対策をはじめとするこども施策が進められること、また、令和８年度に埼玉県で開催されるねんりんピックにおいて、本市は空手の開催会場となる予定であることから、これらへ対応していくための組織体制を構築するものとなる。

２　行政組織機構改革の概要

（１）こども家庭センターの設置に係る課内室の設置

令和４年６月に改正された児童福祉法により、こども家庭センターの設置が努力義務として定められたことから、こども家庭センターを設置する。

・健康づくり課内に、こども家庭センター室を新設し、健康づくり課保健係とこども未来課こども相談係を移管する。また、保育課所管のファミリーサポートセンターについても合わせて移管する。

（２）ねんりんピック開催準備に係る課内室の設置

令和８年度の開催に向け、実行委員会及び実施本部の設置運営等の準備を進めていくための体制を整備する。

・長寿はつらつ課内にねんりんピック室を設置する。

（３）収納課の係の再編

現行の３係（納税管理係、納税係、未収金対策係）を管理係、収納係、特別整理係の３係に再編する。

・税と他の債権徴収を一体的に扱う係及び高額滞納事案を扱う係を設置する。

（４）教育総務課学校施設係の所掌事務の追加

「学校施設の改修・改築計画に関すること。」を追加する。

（５）教育指導課に係を新設

多様化する教育需要へ対応するため、指導庶務係を新設する。

３　関係例規の改正

（１）事務分掌規則・教育委員会事務局組織規則（施行予定日：令和７年４月１日）

（２）その他関係条例　児童虐待防止等検討委員会条例（施行予定日：令和７年４月１日）

４　今後のスケジュール

令和６年１０月		庁議・政策調整会議
		事務分掌規則等の改正
	１２月議会	関係条例の議案提出（児童虐待防止等検討委員会条例）
		補正予算の議案提出（レイアウト等の変更に要する経費）
令和７年	３月	広報等により市民へ周知
	４月	行政組織機構改革の実施

参考　令和７年４月行政組織機構改革（案）　比較表

令和6年4月1日現在	令和7年4月1日現在	
総務部	**総務部**	
総務部長	総務部長	
（略）	（略）	
収納課	収納課	
課長・補佐	課長・補佐	
納税管理係	管理係	
納税係	収納係	
未収金対策係	特別整理係	
（略）	（略）	
福祉部	**福祉部**	
福祉部長	福祉部長	
（略）	（略）	
長寿はつらつ課	長寿はつらつ課	
課長・補佐	課長・補佐	
高齢者支援係	高齢者支援係	
地域包括ケア推進係	地域包括ケア推進係	
介護保険係	介護保険係	
介護認定係	介護認定係	
	ねんりんピック室【新設】	
	室長	
	ねんりんピック係	
こども・健康部職員数	**こども・健康部職員数**	
こども・健康部長	こども・健康部長	
こども未来課	こども未来課	
課長・補佐	課長・補佐	
こども未来係	こども未来係	
こども相談係		こども家庭センター室へ移管
こども給付係	こども給付係	
保育課	保育課	
課長・補佐	課長・補佐	
保育総務係	保育総務係	
保育支援係	保育支援係	※「ファミリーサポートセンターに関すること」をこども家庭センター室へ移管
保育係	保育係	
保育園（10園）	保育園（10園）	
健康づくり課	健康づくり課	
課長・補佐	課長・補佐	
保健係		こども家庭センター室へ移管
健康推進係	健康推進係	
予防係	予防係	※「未熟児養育医療の給付に関すること」をこども家庭センター室へ移管
	こども家庭センター【新設】	
	室長・補佐	
	母子保健係	
	こども相談係	
（略）	（略）	
学校教育部	**学校教育部**	
学校教育部長	学校教育部長	
教育総務課	教育総務課	
課長・補佐	課長・補佐	
教育総務係	教育総務係	
学校管理係	学校管理係	
学校施設係	学校施設係	※所掌事務に「学校施設の改修・改築計画に関すること」を追加
（略）	（略）	
教育指導課	教育指導課	
課長・補佐	課長・補佐	
指導主事	指導主事	
職員	指導庶務係【新設】	
（略）	（略）	

資料 ２

令和６年１０月　　日

令和７年度（２０２５年度）

当初予算編成方針

○本市の財政状況

本市の財政状況は、令和５年度決算では、歳入において、市税収入が個人市民税や固定資産税の増などにより２年連続で過去最高となった一方で、ふるさと納税による他市町村への寄附の影響により市民税の流出額が増加しています。歳出においては、障害福祉サービスや保育などに係る社会保障関係経費は引き続き増加し、一般財源支出の増が市税の増を上回った結果となりました。このようなことから、経常収支比率も９７．５％と前年度に比べ３．７％増加し、財政の硬直化が進んでいる状況です。

今後においては、歳入は、市税収入が令和５年度までは堅調に推移しているものの、令和６年度に普通交付税の不交付団体となり、全体では大幅な増加は見込まれず、また、財政力指数が１を超えた場合には、国や県の補助金などが減少する場合もあることから、活用できる一般財源額にも影響が見込まれます。歳出は、扶助費や人件費を中心とした義務的経費の増加のほか、ごみ焼却施設の建設、公共施設の更新、これに加えて物価高騰の影響なども懸念され、多額の財源が必要な事業が見込まれます。このような歳入と歳出の状況により、持続可能な財政運営を行う上で、厳しい財政環境が続くことが見込まれます。

○基本的な考え方

令和７年度は、第５次総合計画の最終年度であり、将来像「私が　暮らしつづけたいまち　朝霞」の達成に向けて着実に施策を推進し、１０年間の成果を振り返る年度となります。さらに、次期計画の策定に向けて、方向性や展望の基礎となる年度でもあります。

令和７年度の当初予算編成に当たっては、事業の必要性や優先度を十分考慮し、既存事業についても見直しや工夫を行うなど、限りある財源をより一層効率的・効果的に活用する必要があります。また、そのような中にあっても、市民生活に大きな影響を及ぼすものは、積極的に予算化する必要があります。さらに、今後の大型事業を見据えて、持続可能な財政構造とするための配慮も必要です。

以上のようなことから、次のとおり令和７年度（２０２５年度）当初予算を編成することとします。

予算編成基本原則

1　基本原則

（1）事業の選択と集中

・予算計上する事業については、朝霞市総合計画実施計画の採択事業とし、計画的かつ効果的に予算を活用する。

・新規・拡充事業については、予め政策企画課長と調整する。

（2）行政評価の反映と事務事業の見直し

・行政評価（施策評価、事務事業評価）の内容や効果等を踏まえ、事業の必要性や優先付けを十分に考慮する。

・新規・拡充事業は、既存事業の効果を検証し、見直しや再構築を行うなど、スクラップアンドビルドに努める。

（3）国・県等の動向の把握

国・県の予算編成は本市の予算にも大きな影響を及ぼすことから、その動向を的確に把握する。

（4）歳入の確保と歳出における発想の転換・創意工夫

・歳入については、補助制度を最大限に活用するとともに自主財源の確保に努める。

・歳出については、発想の転換や創意工夫に努める。

・当初予算編成においては、総額枠配分の範囲内での計上に努める。

（5）総計予算の計上

一会計年度における一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出予算に計上する。

（6）関係部課との調整

複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で十分に調整する。

（7）特別会計及び公営企業会計について

特別会計及び公営企業会計予算についても、この予算編成基本原則を準用するとともに、各会計の本来の趣旨に則り、適正に受益者負担の確保を図り、一般会計予算からの繰出金は必要不可欠なものに限る。

２　歳入に関する事項

（１）市税

経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案して適切な額を見積る。

（２）使用料及び手数料

・住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、使用料及び手数料の見直しを適宜行う。
・「使用料・手数料の見直し方針（令和元年５月策定）」に基づき、施設の改修、提供するサービスの変更等がある場合には、必ずコスト計算等を行い、徴収金額を見直す。
・対象の的確な把握に努め、過年度の状況を踏まえ適正に見積る。

（３）国県支出金

国・県の動向を的確に把握する。特に、補助負担率の変更等制度改正の動向に注視し、国・県の補助金が削減又は廃止された場合には、事業の廃止・縮減についても十分に検討し、一般財源への振替は必要な範囲内とする。

（４）その他

・市債で措置することが適当と認められる事業は、予め財政課長と調整する。
・歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性（有料広告事業、民間企業との協働、冊子の有償頒布、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング等）を検討し、積極的な財源確保に努める。
・過去の実績と今後の見通しについて検討し、歳入の拡大に努める中で歳出との関係に配慮し、過大又は過少見積りとならないよう的確な収入見込額を計上する。
・既存事業における材料代や保険代などの自己負担金の徴収について、市が負担すべきものかどうか、市主催事業参加者負担金は市民と市外在住者の負担が同等でいいのかなど、必ず検討を行う。
・受益者負担金は、物価等の動向を注視しながら、検討を行う。
・滞納繰越金は、縮減を目指し、徴収の確保に努める。

３　歳出に関する事項

・予算要求する際には、適切な予算科目（節、細節、細々節）で計上し、予算要求科目が不明な場合には、事前に財政課長と調整する。
・提示した枠配分額に収まっている部署については、枠配分対象経費の査定は行わず、以下の項目について確認のためのヒアリングを行う。

（１）人件費

・人件費については、職員課長から別に示す内容により予算計上する。
・時間外勤務手当の予算計上は、前年度当初予算の時間数の範囲内を限度とする。また、職員のワークライフバランスを推進する観点から、事業や事務執行を見直す。
・会計年度任用職員の任用等は、予め政策企画課長及び職員課長と調整する。

（２）報酬、費用弁償

・審議会等の会議回数や委員人数は十分に検討し、支払が必要な人数分を計上する。

（３）旅費

・出張の必要性や人数、費用対効果等について十分精査することとし、特に職員の随行、日当支給地域への出張、バスや宿泊を伴う研修・出張・視察等は、効果が十分に見込まれるか検討する。
・オンライン会議等の活用をする。
・委員会や審議会等の視察研修は、必要性を十分精査する。

（４）需用費

・用紙類は、電子化の推進など紙の削減を検討し計上する。
・冊子（計画書、チラシなどを含む）の印刷製本は、必要な配布部数、製本のサイズ、発行年数（毎年、隔年など）、紙質等を検討し、原則１色（必要に応じて２色）刷りとする。
※原則として、冊子を職員には配布しない。
※市ホームページや広報等による情報発信を活用することにより、冊子等の作成の必要性や作成部数を検討し計上する。
※民間企業との協働による封筒や冊子の作成等、経費の削減に努める。
・食糧費の会議賄及び行事賄は、自己負担額を徴収する場合を除き計上しない。
・修繕料は、市民生活に影響が及ぶ緊急性が高いものを計上する一方、必要性を考慮して撤去や廃止・休止なども検討する。
・共通消耗品単価は、人権庶務課作成の単価表を用いて計上する。
・燃料費単価は、予算事務取扱いで示す単価を基準とする。
・消費税の算定にあたっては、軽減税率制度に留意する。

（５）役務費

・建物及び自動車損害共済基金分担金は、財産管理課長からの通知に基づき計上する。

・郵便料については、郵送の廃止や郵送回数、他の手段での対応など、見直しを検討した上で計上する。

（６）委託料

・新規、既存を問わず、費用対効果の観点から委託することが真に必要かどうかを十分に検討し、委託業務の範囲や内容についても、効果を踏まえて十分に精査する。

・施設の維持管理経費については、施設の維持管理上支障のない範囲内で削減できるものがないか、検討する。

・指定管理料（随意指定したもの）については、指定管理者から示された要求額をもとに担当課で精査した上で計上する。

・設計を伴う建設事業については、予め財産管理課長と調整する。

（７）使用料及び賃借料

・土地借上料は、予算事務取扱いで示す単価を基準に計上する。借上料の額は、賃貸借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて計上し、税額は予め課税課長と調整する。

・土地及び建物の借上料については、財政負担を考慮の上、地権者と協議を行い計上する。

・公用車（軽貨物・軽乗用）の借上料については、予め財産管理課長と調整する。

・給茶機借上料は、使用できなくなったら廃止（それに伴う消耗品も含む）することを検討する。

※民間企業との協働によるウォーターサーバーの設置等、経費の削減に努める。

（８）工事請負費

・事業の緊急性、効果、優先度等を検討し、計上する。また、建設後の管理体制やランニングコストが過度の財政負担とならないように十分に運営の方法等を検討する。

・施設の老朽化に伴う更新・改修については、「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」等の計画を踏まえて検討し、計上する。

・週休２日制工事を踏まえた工期の設定や経費を見込み、計上する。

（９）負担金、補助及び交付金

・「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針（平成２２年７月策定）」の「７　見直しの検証システム」に義務付けられている見直し経過及び結果に基づき十分に検討し、計上する。
・新たな補助金を創設する場合は、終期を設定する。
・任意の負担金は、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行う。

（１０）扶助費

・国や県の制度改正の動向や近隣自治体との均衡に配慮し、対象者の確実な把握のもとに所要経費を見込む。
・市単独事業の扶助費は、近隣自治体の動向の把握に努めるとともに、費用対効果を十分に検証し、必要に応じて見直しを行う。

（１１）その他

・事業目的を達成した既存事業は、廃止する。
・継続費・債務負担行為については、新規に設定する場合、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過度な財政負担とならないように留意するとともに、予め財政課長と調整する。
・電算関係の経費については、予めデジタル推進課長と調整する。

４　その他

・予算計上は、総額枠配分の範囲内（別紙１）での計上に努める。
・物価高騰対策については、社会経済動向を注視し引き続き検討する。

別紙１

令和７年度当初予算における枠配分額

・部別の枠配分額は、令和７年度に歳入される一般財源見込額と令和６年度の人件費や法定の扶助費、公債費等の義務的経費や新規拡充採択事業費を除いた一般財源額をもとに積算。

・特別会計及び公営企業会計については、一般会計繰入金の縮減に努めることとし、枠配分予算は実施しない。

・枠配分から除く経費は、別紙２のとおりとする。

令和７年度	① 一般財源見込額	30,522,203千円	（財政調整基金取崩額350,000千円含む）
	② ①から除く額	22,364,850千円	
	・新規拡充枠	376,857千円	（前年度からの継続費一般財源額含む））
	・その他	21,987,993千円	（人件費、扶助費、公債費などの査定科目等）
	枠配分額(①－②)	**8,157,353千円**	

【部別枠配分額】

（枠配分実施部署）

単位：千円

部署名	Ｒ７各部配分 一般財源額	Ｒ６各部配分一般財源額	前年比較
市長公室	65,393	67,162	△ 1,769
危機管理室	95,290	97,870	△ 2,580
総務部	656,919	653,005	3,914
市民環境部	1,425,274	1,443,283	△ 18,009
福祉部	1,083,369	1,087,229	△ 3,860
こども・健康部	2,412,825	2,447,644	△ 34,819
都市建設部	606,447	622,866	△ 16,419
学校教育部	1,363,668	1,293,912	69,756
生涯学習部	381,272	387,753	△ 6,481
合　　計	8,090,457	8,100,724	△ 10,267

（その他の部署）

上下水道部	0	0	0
出納室	27,269	28,007	△ 738
議会事務局	24,538	24,910	△ 372
選挙管理委員会事務局	2,103	2,170	△ 67
公平委員会	316	325	△ 9
監査委員事務局	2,454	2,504	△ 50
固定資産評価審査委員会	313	321	△ 8
農業委員会事務局	9,903	10,348	△ 445
合　計	66,896	68,585	△ 1,689

総　合　計	8,157,353	8,169,309	△ 11,956

※令和７年度に各部に配分する一般財源額は、令和６年度と比べ、1,195万6,000円減額となります。

（令和６年度指定管理料の人件費増の影響額、令和６年度予算編成時のインセンティブを加算して積算）

令和７年度　査定科目一覧（機構順）　　別紙２

部・課名		事業名	節	細節	細々節
全庁	各課	職員人件費	給料	一般職給	一般職給
			職員手当等	各手当	各手当
			共済費	埼玉県市町村職員共済組合負担金	埼玉県市町村職員共済組合負担金
全庁	各課	会計年度任用職員に関する経費	報酬	その他報酬	会計年度任用職員報酬
			給与	一般職給	会計年度任用職員給
			職員手当等	各手当	各手当
			共済費	埼玉県市町村職員共済組合負担金	埼玉県市町村職員共済組合負担金
			旅費	費用弁償	費用弁償
市長公室	政策企画課	文化・スポーツ振興公社運営支援事業	負担金、補助及び交付金	補助金	文化・スポーツ振興公社補助金
		公共施設マネジメント基金積立金	積立金	基金積立金	公共施設マネジメント基金積立金
	秘書課	秘書事業	交際費	交際費	市長交際費
危機管理室		朝霞地区一部事務組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区一部事務組合議会総務負担金
		朝霞地区一部事務組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区一部事務組合消防負担金
		消防水利整備事業	負担金、補助及び交付金	負担金	消火栓新設及び維持管理費負担金
		消防団運営事業	交際費	交際費	団長交際費
総務部	職員課	職員給与管理事業	共済費	社会保険料負担金	社会保険料負担金
		職員給与管理事業	共済費	埼玉県市町村職員共済組合負担金	埼玉県市町村職員共済組合負担金
		職員給与管理事業	負担金、補助及び交付金	負担金	埼玉県市町村総合事務組合負担金
		職員公務災害補償事業	共済費	社会保険料負担金	社会保険料負担金
		職員公務災害補償事業	共済費	地方公務員災害補償基金負担金	地方公務員災害補償基金負担金
		職員公務災害補償事業	災害補償費	公務災害補償費	公務災害補償費
市民環境部	資源リサイクル課	朝霞和光資源循環組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞和光資源循環組合負担金
		朝霞地区一部事務組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区一部事務組合し尿処理負担金
福祉部	福祉相談課	社会福祉増進事業	負担金、補助及び交付金	補助金	社会福祉協議会補助金
		福祉相談事業	扶助費	手当	住居確保給付金
		災害救助事業	扶助費	手当	弔慰金
		災害救助事業	扶助費	手当	災害障害見舞金
	障害福祉課	朝霞地区一部事務組合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区一部事務組合障害者支援施設負担金
		朝霞地区福祉会負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	朝霞地区福祉会負担金
		障害者医療・手当給付事業	負担金、補助及び交付金	負担金	育成医療費負担金
		障害者医療・手当給付事業	負担金、補助及び交付金	負担金	更生医療費負担金
		障害者医療・手当給付事業	扶助費	医療扶助	重度心身障害者医療給付費
		障害者医療・手当給付事業	扶助費	医療扶助	療養介護医療給付費
		障害者医療・手当給付事業	扶助費	手当	特別障害者手当等
		障害者生活支援事業	委託料	諸委託料	コミュニケーション支援業務委託料
		障害者生活支援事業	委託料	諸委託料	移動支援業務委託料
		障害者生活支援事業	負担金、補助及び交付金	負担金	補装具費負担金
		障害者生活支援事業	負担金、補助及び交付金	負担金	介護給付・訓練等給付費負担金
		障害者生活支援事業	扶助費	諸扶助	成年後見制度利用給付費
		障害者生活支援事業	扶助費	諸扶助	日常生活用具給付費
	長寿はつらつ課	シルバー人材センター支援事業	負担金、補助及び交付金	補助金	朝霞地区シルバー人材センター補助金
		介護保険特別会計繰出事業	繰出金	特別会計繰出金	介護保険特別会計繰出金
		養護老人ホーム等入所事業	委託料	諸委託料	老人ホーム入所委託料
	生活援護課	生活保護事業	扶助費	諸扶助	各扶助費
こども・健康部	こども未来課	児童手当給付事業	扶助費	手当	児童手当
		こども医療費支給事業	扶助費	医療扶助	こども医療給付費
		ひとり親家庭支援事業	扶助費	医療扶助	ひとり親家庭等医療給付費
		母子施設入所事業	委託料	諸委託料	助産施設入所委託料
		母子施設入所事業	委託料	諸委託料	母子生活支援施設入所委託料
		児童扶養手当給付事業	扶助費	手当	児童扶養手当給付費
	保育課	子ども・子育て支援事業	負担金、補助及び交付金	負担金	子どものための教育・保育給付負担金
	保険年金課	国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金
		国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計出産育児一時金繰出金
		国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計事務費繰出金
		国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計財政安定化支援事業繰出金
		国民健康保険特別会計繰出金	繰出金	特別会計繰出金	国民健康保険特別会計その他繰出金
		埼玉県後期高齢者医療広域連合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金
		埼玉県後期高齢者医療広域連合負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	埼玉県後期高齢者医療広域連合負担金
		後期高齢者医療特別会計繰出事業	繰出金	特別会計繰出金	後期高齢者医療特別会計繰出金
	健康づくり課	未熟児養育医療給付事業	扶助費	医療扶助	未熟児養育医療給付費
		妊娠・出産包括支援事業	負担金、補助及び交付金	補助金	出産・子育て応援給付金
		妊娠・出産包括支援事業	負担金、補助及び交付金	補助金	多子世帯応援給付金
都市建設部	まちづくり推進課	市内循環バス運営事業	補償、補填及び賠償金	補償金	市内循環バス運行事業に伴う補償料
		都市計画総務事務事業	償還金、利子及び割引料	償還金	都市再生機構償還金
上下水道部	上下水道総務課	下水道事業会計負担事業	負担金、補助及び交付金	負担金	下水道事業会計負担金
議会事務局	議会総務課	議会運営事業	報酬	議員報酬	
		議会運営事業	職員手当等	議員期末手当	議員期末手当
		議会運営事業	共済費	議員共済会事務費負担金	議員共済会事務費負担金
		議会運営事業	共済費	議員共済会共済給付費負担金	議員共済会共済給付費負担金
		議会運営事業	災害補償費	議員公務災害補償費	議員公務災害補償費
		議会運営事業	交際費	交際費	議長交際費
学校教育部	教育総務課	教育委員会運営事業	交際費	交際費	教育長交際費
	教育管理課	小学校教育扶助事業	扶助費	諸扶助	各扶助費
		中学校教育扶助事業	扶助費	諸扶助	各扶助費
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会運営事業	交際費	交際費	委員長交際費
監査委員事務局	監査委員事務局	監査委員運営事業	交際費	交際費	監査委員交際費
農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会運営事業	交際費	交際費	会長交際費
その他	財政課	元金償還事業	償還金、利子及び割引料	地方債元金	
		利子支払事業	償還金、利子及び割引料	地方債利子	
		利子支払事業	償還金、利子及び割引料	一時借入金利子	
		予備費			
	各課	新規・拡充事業枠			

資料３

生涯学習・スポーツ課

●武道館使用料の見直しについて

公共施設の使用料については、「使用料・手数料の見直し方針（令和元年５月）」において、「公共施設の改修または提供するサービスの変更等を行った場合に見直していくことを基本的な方針とする。」と規定されています。

現在実施している武道館改修工事では、柔道場・剣道場の床改修を含めた建物の全面的なリニューアルを行うほか、空調設備の新設などサービスの向上が図られることから、使用料の見直しを行うものです。

具体的な算定は、「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針（平成２２年７月）」に基づき、団体利用については、年間経費を建物全体の面積と年間開館時間で割って、１㎡・１時間当たりの単価を計算し、それに使用面積・使用時間・受益者負担割合を乗じて試算使用料を算出しました。

個人利用の場合は、年間経費を年間利用者数で割って、１人当たりの単価を計算し、それに受益者負担割合を乗じて試算使用料を算出しました。

1　基礎データ

1.1　建物全体の面積

・相撲場敷地 502.79 ㎡を含む

建物全体の面積　（㎡）	（A）1,459.06

1.2　施設の部屋貸部分・人単位で使用する部分の部屋別面積

・相撲場はトイレ・更衣室周辺敷地を除く。

区　分	面　積（㎡）
柔道場	288.91
剣道場	302.52
相撲場（屋外）	405.11
合　計	（B）996.54

1.3　減価償却費

・減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）による

・総合体育館の例にならい、今回の改修費用のうち、空調設備に係る工事費を減価償却費として計上しました。

工事費	残存価格	耐用年数	償却率	減価償却費
建設費(当初) C 110,191,750 円	10%	47 年	D 0.022	C×0.9×D 2,181,797 円
空調設備(今回) E 17,673,105 円	－	15 年	F 0.067	E×F 1,184,098 円
計				（G）3,365,895 円

1.4　維持管理費

年　度	維持管理費（円）	内　訳（円）
令和２年度	10,286,903	役務費　4,583 指定管理料　10,282,320
令和３年度	9,654,514	役務費　4,502 指定管理料　9,650,012
令和４年度	9,284,859	役務費　4,583 指定管理料　9,280,276
３年間平均	9,742,092	３年間計　29,226,276
電気料試算	692,756	空調 787,333　照明 LED 化△94,577
計	（H）10,434,848	

1.5　維持管理に係る人件費　※事務事業評価概算人工表より

年　度	人件費（円）	１人当たり人件費×所要人員
令和２年度	465,420	7,757,000 円×0.06 人
令和３年度	378,600	7,572,000 円×0.05 人
令和４年度	369,450	7,389,000 円×0.05 人
３年間平均	（Ｉ）404,490	３年間計 1,213,470 円

1.6　年間総経費

（G）＋（H）＋（Ｉ）	（Ｊ）14,205,233 円

1.7　年間開館時間

・令和２年度は、開館日数が２９０日のため除外

年　度	１日の開館時間 K	年間開館日数 L	年間開館時間 K×L
令和元年度	12	349	4,188
令和３年度	12	348	4,176
令和４年度	12	349	4,188
３年間計	－	1,046	12,552
３年間の平均	－	－	（M）4,184

1.8　利用者数（個人利用）

年　度	個人の年間利用者数（人）			
	柔道場	剣道場	相撲場	計
令和元年度	263	612	24	899
令和３年度	91	213	0	304
令和４年度	154	388	0	542
３年間計	508	1,213	24	1,745
３年間の平均	－	－	－	（N）582

1.9　利用時間（個人利用）

年　度	個人の年間利用時間			
	柔道場	剣道場	相撲場	計
令和元年度	571	720	43	1,334
令和３年度	214	493	0	707
令和４年度	264	678	0	942
３年間計	1,049	1,891	43	2,983
３年間の平均（１施設当たり）				（O）331

1.10　性質別負担割合

・第３領域：受益者負担１００％

２　使用料の試算

2.1　団体利用

項　目	計　算　式	金額（円）
1㎡・1時間当たりの単価	Ｊ÷Ａ÷Ｍ 14,205,233円÷1,459.06㎡ ÷4,184時間	（Ｐ）2.33円

区分・使用時間	単価(円)	面積(㎡)	1時間当たりの使用料(円)	試算使用料(円)	現行使用料(円)
柔道場					
9時～12時 3H	2.33	288.91	673	2,000	700
13時～17時 4H				2,700	1,000
18時～21時 3H				2,000	1,500
剣道場					
9時～12時 3H	2.33	302.52	705	2,100	700
13時～17時 4H				2,800	1,000
18時～21時 3H				2,100	1,500
相撲場					
9時～12時 3H	2.33	405.11	944	2,800	700
13時～17時 4H				3,800	1,000
18時～21時 3H				2,800	1,500

※受益者負担１００％。　※試算使用料は、１００円未満四捨五入。

2.2　個人利用

・個人利用は、団体利用のない場合に限り利用が可能なことから、経費については開館時間に対する個人利用の割合で按分。

項　目	計　算　式	金額（円）
年間経費 ※年間開館時間4,184時間のうち、個人利用331時間で按分	Ｊ×(Ｏ÷Ｍ) 14,205,233円×(331時間÷4,184時間)	（Ｑ）1,123,789円
1人当たりの単価	Ｑ÷Ｎ 1,123,789円÷582人	（Ｒ）1,931円

区　分	試算使用料(円)	現行使用料(円)
9時～12時 3H	1,400	100
13時～17時 4H	1,900	150
18時～21時 3H	1,400	200

※受益者負担１００％。

※試算使用料は、１００円未満四捨五入。４時間当たり1,900円として計算。

３　改定案

・基本方針Ⅲ６により、現行使用料の１.５倍を上限とする激変緩和措置を適用します。「試算使用料（上限適用)」

・「試算使用料（上限適用)」をベースとし、次の２点を考慮し、改定案としました。

1）利用団体から「剣道場と柔道場の料金は、これまでどおり同一料金がよい。」との意見があり、面積の差も比較的小さく、また、わかりやすさも考慮し、同一料金としました。

2）相撲場は、今回、改修工事の対象外のため、現行料金に据え置きました。

3.1　団体利用　（円）

区　分	現行使用料	試算使用料	試算使用料（上限適用）	**改定案**	現行との差額	改定率
柔道場						
9時～12時 3H	700	2,000	1,050	**1,050**	350	50.0%
13時～17時 4H	1,000	2,700	1,500	**1,500**	500	50.0%
18時～21時 3H	1,500	2,000	2,000	**2,000**	500	33.3%
剣道場						
9時～12時 3H	700	2,100	1,050	**1,050**	350	50.0%
13時～17時 4H	1,000	2,800	1,500	**1,500**	500	50.0%
18時～21時 3H	1,500	2,100	2,100	**2,000**	500	33.3%
相撲場						
9時～12時 3H	700	2,800	1,050	**700**	0	0.0%
13時～17時 4H	1,000	3,800	1,500	**1,000**	0	0.0%
18時～21時 3H	1,500	2,800	2,250	**1,500**	0	0.0%

※市外団体は倍額

3.2　個人利用（柔道場・剣道場）　（円）

区　分	現行使用料	試算使用料	試算使用料（上限適用）	**改定案**	現行との差額	改定率
9時～12時 3H	100	1,400	150	**150**	50	50.0%
13時～17時 4H	150	1,900	220	**220**	70	46.7%
18時～21時 3H	200	1,400	300	**300**	100	50.0%

※相撲場は現行使用料に据え置き

※市外居住者は倍額。市内中学生以下は無料

４　近隣市との比較

4.1　団体利用（市内一般　３時間に換算）

	午前	午後	夜間	備　考
朝霞市【改定後】	1,050 円	1,125 円	2,000 円	柔道場 288.91 ㎡ 剣道場 302.52 ㎡ 空調あり
志木市（武道館）	630 円	630 円	630 円	209 ㎡ ※部屋は１つ。柔道の際は畳を敷く。扇風機
志木市（体育館）	1,570 円	1,570 円	1,570 円	柔道場 168 畳 剣道場 324 ㎡ 冷風機＋扇風機
和光市（体育館）	2,130 円	2,130 円	2,130 円	各 196 ㎡ 空調あり
新座市（体育館）	1,350 円	1,350 円	1,350 円	各 188 ㎡ 扇風機

4.2　個人利用（市内一般　３時間に換算）

	午前	午後	夜間	備考
朝霞市【改定後】	150 円	165 円	300 円	
志木市（武道館）	－	－	－	個人利用なし
志木市（体育館）	150 円	150 円	150 円	100 円/２H
和光市（体育館）	300 円	300 円	300 円	200 円/２H
新座市（体育館）	300 円	300 円	300 円	200 円/２H

５　影響額：年額 560,050 円の増

※令和４年度団体利用実績による試算

※武道館使用料令和４年度歳入決算額：1,431,500 円

６　検討経過と今後のスケジュール

・令和６年　７月１８日　　スポーツ推進審議会で意見聴取
・令和６年　８月２１日　　利用団体から意見聴取
・令和６年１０月　７日　　政策調整会議
・令和６年１１月　　教育委員会（１２月議会議案）
・令和６年１１月１３日　　庁議（１２月議会議案）
・令和６年１２月議会　　議案提出
「朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」
・令和７年　３月１４日　　工事終了
・令和７年　４月　１日　　武道館再開に合わせて使用料改定

参考　資料４

使用料・手数料の見直し方針

（令和元年度消費税率引上げに伴う使用料等（使用料・手数料・利用料金等）への対応方針）

令和元年　５月２９日

＜過去の経緯及び現状＞

平成元年度の消費税率３％導入時における本市の対応は、市民生活に影響を及ぼさないように行政コストの増加分は市の内部努力によって賄うこととし、全ての会計（一般会計、水道会計、下水道会計等）で使用料等への転嫁は実施していない。

平成９年度の消費税率５％導入時及び平成２６年度の消費税８％導入時においては、水道料金及び下水道使用料について料金改定を実施したが一般会計は実施していない。

これまで一般会計で実施していない理由は、市民生活への影響を考慮したことや行政コストの増加分を内部努力で処理可能な財政状況であったほか、公共施設の老朽化が進行していることから適正な使用料設定が困難であることや、一般会計においては消費税の納税事業者ではあるものの、消費税法第６０条第６項の規定により実質的に納税額が発生しないため納税していないためである。

国・県からは、「消費税は最終的に消費者に負担を求めることを予定している税であるため、消費税の増税分を当然に料金等に転嫁すべきであり、円滑な実施が図られるよう適切に対処していただきたい。」との技術的助言を受けている。

水道料金及び下水道使用料については、令和元年１０月の消費税率１０％導入に向けて、消費税の納税を行っていることから、消費税増税分の転嫁を予定している。

＜対応方針＞

令和元年１０月の消費税引上げに際しては、公共施設の老朽化が一層進んでいることや市民生活への影響を考慮して使用料等への消費税増税分の転嫁を実施しないこととし、今後において他市の動向や市民生活へ及ぼす影響などの調査研究を行うとともに、公共施設の改修または提供するサービスの変更等を行った場合に見直していくことを基本的な方針

とする。

　なお、現時点で使用料等への転嫁を実施しない場合でも、国の政令で手数料の標準を示されている場合や、県の手数料を参考にしている場合にはこの方針にかかわらず別途実施するものとする。

参考　資料5

朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針

平成２２年７月

政策企画室

目　　次

Ⅰ　公共施設使用料見直しに関する基本方針策定の必要性 …… 1

Ⅱ　対象となる公共施設 …… 1

Ⅲ　使用料について …… 1
1　公共施設使用料に関する基本的な考え方 …… 1
2　原価の算定 …… 2
3　施設使用料算定の方法 …… 3
4　施設の性質別分類と負担割合 …… 5
5　施設使用料の設定及び例外 …… 8
6　激変緩和等について …… 8
7　市外料金の設定 …… 9

Ⅳ　減額・免除制度について …… １０
1　減額・免除制度に関する基本的な考え方 …… １０
2　減額・免除基準の適用 …… １０
3　その他の取り扱いについて …… １１

Ⅴ　まとめ …… １２
1　具体的な見直し点について …… １２
2　今後の方向性 …… １２

Ⅰ　公共施設使用料見直しに関する基本方針策定の必要性

朝霞市における公共施設の使用料については、維持管理費や他市の類似施設の状況などを勘案しながら、施設ごとに設定をしています。また、施設の設置目的や利用目的などを踏まえつつ、減額免除制度の運用を行っています。

しかし、近年、４市の合併協議会が廃止され、さらには、指定管理者制度の導入が進むなど、施設をとりまく市内外の状況が大きく変化しています。その一方で、三位一体の改革等の行財政制度の改革や長引く不況により財政事情が厳しくなる中、公共施設の維持管理面における経費が大きな負担となりつつあります。このような中、公共施設の使用料についても、施設の設置当初から使用料の改定をしていないか、改定しても相当の期間が経過しているという状況にあります。

そこで、朝霞市では、第３次行政改革の取り組みの一環として、「使用料の見直し」を掲げ、検討を行うこととしています。検討にあたっては、施設使用料の設定の考え方を整理し、施設使用料算定の方法を明確化することが必要であることから、公共施設使用料見直しに関する基本方針の策定に至ったものです。

Ⅱ　対象となる公共施設

公共施設とは、一般的には、道路、河川、下水道、公園、公民館などの公共の用に供する施設をいいますが、「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針」（以下「方針」という。）の対象とする施設は、文化、スポーツ、学習、集会、福祉等に利用するために市が設置した施設（以下「施設」という。）とします。ただし、「憩いの湯」については、休所中のため、対象外とします。

※対象施設・・・７頁の「施設の性質別分類一覧表」のとおり

Ⅲ　使用料について

１　公共施設使用料に関する基本的な考え方

（１）受益者負担の原則

市は、多様な市民ニーズに対応するため、様々な行政サービスを提供していますが、そのサービスの提供には、いろいろな費用がかかっており、その多くは税金で賄われています。

また、一方では、地方自治法第２２５条に基づき、施設利用の対価として利用者から納付される使用料を費用の一部に充てています。

これは、サービスを利用する人（＝受益者）と利用しない人の「負担の公平性」という観点から全額を税金で賄うのではなく、利用する人に応分の負担をしていただくことで、利用しない人との「負担の公平性」が確保されるという考え方に基づくものであり、すなわち、利用に係る経費は、そのサービスを受ける利用者が負担する（受益者負担の原則）という考え方です。

（２）算定方法の明確化

受益者に応分の負担を求めるには、施設使用料の積算根拠を明らかにするとともに、それ自体がわかりやすくなければなりません。

そのために、原価のあり方や負担割合などについての整理を行った上で、以下のとおり、「基本的な施設使用料の算定式」を定めることとします。ただし、営利を目的に使用する場合などの特別な場合には、別に定めることができることとします。

施設使用料　＝　原価　×　性質別負担割合

原価：建物建設費（減価償却費）、人件費、維持管理費を基に算定（「２　原価の算定」及び「３　施設使用料算定の方法」を参照）

性質別負担割合：各施設サービスの性質別分類に基づく行政・受益者の負担する割合（「４　施設の性質別分類と負担割合」を参照）

２　原価の算定

（原価算定の基本的な考え方）

利用者の適正な受益者負担を図るためには、施設の整備や運営に係る費用を把握し、明確化する必要があります。そのため、妥当と思われる「積算基礎」を設定するとともに、受益者負担とする範囲についても整理する必要があります。

なお、施設に係る経費については、以下のものが考えられます。

ⅰ）用地取得費
ⅱ）建物建設費（減価償却費）
ⅲ）人　件　費
ⅳ）維持管理費

（１）公費負担の範囲

施設は、市民全体の財産であり、施設の設置に係る費用（上記のⅰ）用地取得費、ⅱ）建物建設費（減価償却費））については、公費で負担することも考えられます。しかし、土地とは異なり、建物は毎年残存価値が減少し、最終的には滅失するため、再建築することにより施設を継続する必要が生じます。

そこで、施設に係る経費のうち、上記の「ⅰ）用地取得費」についてのみを公費で負担する範囲とします。

（２）受益者負担の範囲

受益者負担とは、利用者の受益に応じた負担を求めることをいうのであり、これを踏まえると、利用に係る経費を受益者負担の範囲とすることが妥当であるといえます。

すなわち、上記の施設に係る経費のうち、「ⅱ）建物建設費（減価償却費）、ⅲ）人件費（施設の維持管理・貸出業務に要する部分）、ⅳ）維持管理費（光熱水費、消耗品費、委託料、修繕料など）」を受益者負担の範囲とし、これを「積算基礎」として原価を算出することとします。

３　施設使用料算定の方法

施設使用料の原価の算定にあたっては、「面積単位、時間単位での設定が適当な場合」と「面積単位での設定が適当でない場合」に大別しました。

「面積単位、時間単位での設定が適当な場合」として想定される施設については、貸館業務などを行う公民館や市民センターなどとします。

「面積単位での設定が適当でない場合」として想定される施設については、プールなどの人単位の使用の場合とし、１人当たりの経費を算出することとします。

※利用率については、低く設定すると、利用していない分についても利用者に転嫁することになってしまうため 100%とします。

（１）面積単位、時間単位での設定が適当な場合について

①「減価償却費の単価」の算出について

減価償却費は、対象を建物のみとし、計算方法は財産台帳に基づき、建物建設時の取得価格を用いて、定額法で算出します。

減価償却費　＝　建物取得額　×　90%　×　償却率

＊上記は、残存価格を取得価格の 10%としています。

＊建物取得額については、国・県等の補助金を除いて算出します。

＊償却率については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年３月 31 日大蔵省令第 15 号）を参考とします。

減価償却費の単価
＝　減価償却費　÷　建物全体の面積　÷　年間開館時間

②「維持管理費等の単価」の算出について

ⅰ）建物の維持管理費（１㎡当たり）
＝建物全体の維持管理費÷建物全体の面積

ⅱ）建物の維持管理に要する人件費（１㎡当たり）
＝建物全体の維持管理に要する人件費÷建物全体の面積

ⅲ）貸出業務に要する人件費（１㎡当たり）
＝貸出業務に要する人件費÷貸出部分の面積

ⅳ）維持管理費等の単価＝（ⅰ＋ⅱ＋ⅲ）÷年間開館時間

③原価の計算

「原価」は、各施設の「減価償却費の単価」及び「維持管理費等の単価」に「施設の貸出面積」を乗じることによって求めます。

原価　＝　（ 減価償却費の単価　＋　維持管理費等の単価 ）
　　×　貸出面積

④施設使用料の決定

「１時間当たりの使用料」は、「原価」に「性質別負担割合」を乗じて求めます。

１時間当たりの使用料（円未満四捨五入）
　＝　原価　×　性質別負担割合

「１時間当たりの使用料」に貸出時間を乗じて、「施設使用料」を算出します。

施設使用料（100 円未満四捨五入）
　＝　１時間当たりの使用料　×　貸出時間

（２）面積単位での設定が適当でない場合について

①「１人当たりの単価」の算出について

「１人当たりの単価」については、「減価償却費」、「人件費」及び「維持管理費」を合算し、当該施設の「利用者数」で除して求めます。

１人当たりの単価
　＝　（ 減価償却費　＋　人件費　＋　維持管理費 ）　÷　利用者数

＊「利用者数」とは、利用可能数が定められている場合には、利用可能数（１時間当たり）を、利用可能数が定められていない場合には、過去３年間の平均利用者数（１時間当たり）をいいます。

②原価の計算

「原価」は、各施設の「１人当たりの単価」を「年間開館時間」で除して求めます。

原価　＝　１人当たりの単価　÷　年間開館時間

③施設使用料の決定

「施設使用料」は、「原価」に「性質別負担割合」を乗じることによって求めます。

施設使用料（100 円未満四捨五入）
＝　原価　×　性質別負担割合

※前述の「１人当たりの単価」については、施設の利用に応じた単位に置き換えることができることとします。（例：「１台当たりの単価」など）

4　施設の性質別分類と負担割合

（１）性質別分類に関する基本的な考え方

市は、市民のニーズに応えるために様々な施設を設置し、多岐にわたるサービスを提供しています。これらのサービスの中には、総合福祉センターや図書館などのように、日常生活に必要不可欠で、かつ、民間からの提供が期待できないものがあります。一方で、スポーツ施設や駐車場などのように、民間でも類似のサービスを提供しているものもあります。

施設使用料を設定するに当たっては、施設ごとのサービスについて、公共性が強いのか、市場性が強いのか、といった施設サービスの性質を十分に考慮する必要があります。こうした点を考慮することなく、受益者に対して、一律一様に負担を求めることは、かえって公平性、公正性を損なう可能性があります。

そこで、より公平で公正な施設使用料を算出するため、施設の性質別に、原価に対する「公費負担割合」と「受益者負担割合」を設定します。

（２）性質別分類と負担割合

①性質別分類の基準

施設の設置目的やその性質などから、４つの領域を設定し、それぞれの施設がどの領域に属するかを整理しています。

ⅰ）施設サービスの内容が必需的か選択的かによる区分

・必需的サービス・・・市民の日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス又は社会的に提供すべきサービス

・選択的サービス・・・生活や余暇を充実するためなど、人によって必要性が異なるサービス

ⅱ）施設サービスの内容が市場的か非市場的かによる区分

・市場的サービス・・・民間でも同種類似のものが提供されているサービス

・非市場的サービス・・市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

②各領域の考え方と負担割合

ⅰ）第１領域・・・必需的・非市場的サービス
市民の日常生活に必要で、公共性が高く民間による提供が難しいもの

ⅱ）第２領域・・・選択的・非市場的サービス
人によって必要性は異なるが、民間による提供があまりないもの

ⅲ）第３領域・・・選択的・市場的サービス
人によって必要性が異なり、民間による提供もあるもの

ⅳ）第４領域・・・必需的・市場的サービス
市民の日常生活に必要で、民間による提供が可能又は提供されているもの

※公費負担と受益者負担の割合は、簡明さ、制度のわかりやすさを考慮し、上記の分類ごとに、０％、50％、100％の３種類の組み合わせとします。

（３）分類の結果

これまで述べてきた観点から整理・分類した結果、各施設の性質別分類及び負担割合は、次の「施設の性質別分類一覧表」のとおりとします。

＜施設の性質別分類一覧表＞

非市場的

第２領域　公費負担 50%／受益者負担 50%

- 市民センター
- コミュニティセンター
- 溝沼子どもプール
- 公民館
- 猪苗代湖自然の家

第１領域　公費負担100%／受益者負担 0%

- リサイクルプラザ
- 総合福祉センター
- 児童館
- 老人福祉センター
- 博物館
- 図書館

選択的

必需的

- 市民会館
- 産業文化センター
- 健康増進センター
- 自転車駐車場
- 駅前広場駐車場
- 総合体育館
- 武道館
- テニスコート
- 野球場
- 陸上競技場
- ソフトボール場
- 弓道場
- サッカー場

- 斎場

第３領域　公費負担 0%／受益者負担100%

第４領域　公費負担 50%／受益者負担 50%

市場的

５　施設使用料の設定及び例外

第１領域に位置づけられた施設については、無料とし、第２領域から第４領域に位置づけられた施設については、原則としてすべて有料とし、負担割合に応じた受益者負担を求めることとします。ただし、乳幼児及び小中学生等については、全額の負担を求めることは適当ではない施設もあることから、各施設の特性や役割に応じた減額率を乗じた施設使用料（無料を含む。）を設定します。

また、「３　施設使用料算定の方法」で算出した施設使用料が、近隣の同種の施設と比べて著しい差が生じる場合には、施設使用料算定の例外として、均衡を図ることができることとします。

※減額率については、当該施設の利用目的に応じて設定することができることとしますが、受益者負担の原則を踏まえて適正な範囲とすることとします。

６　激変緩和等について

「３　施設使用料算定の方法」で算出した施設使用料が、現行の施設使用料の１．５倍を超える場合には、利用者の負担が急激にならないように、１．５倍の額を上限とする激変緩和の措置を取ることとします。

また、指定管理者制度を導入し、利用料金制度にて運営をしている施設については、当該施設の指定期間終了時に合わせて、料金の見直しを検討することとします。

７　市外料金の設定

「２　原価の算定」において、施設に係る経費のうち、用地取得費については、公費（税金）負担としました。また、「４　施設の性質別分類と負担割合」において、施設の性質別に負担割合を設定しましたので、施設によっては、公費（税金）による負担が大きくなることが考えられます。そして、稼働率も、計算上では100％に設定しているため、実際に利用されていない時間などに係る費用は、公費（税金）で負担していることになります。

これらのことから、税金を負担し、さらに利用する際に施設使用料を負担する市民利用者と、施設使用料のみの負担となる市外利用者との負担の公平性を図る必要があります。

この「負担の公平性」を図るために、原則として、市外割増率を設定し、市外料金の設定をすることとします。なお、第２領域については、非市場的であることから50％、第３領域及び第４領域については、市場的であることから100％の割増率とします。

ただし、以下の施設については、市外料金の対象外とします。

・溝沼子どもプール・・・乳幼児を含めた子供の利用を目的とした施設のため
・自転車駐車場・・・・・駅周辺の違法駐車対策や近隣市との相互利用があるため
・駅前広場駐車場・・・・円滑な道路交通を確保することを目的とした施設のため

※「市民利用者」には、「市内に勤務し、又は通学する者」及び「市内に事務所を有する法人」を含めます。

Ⅳ　減額・免除制度について

１　減額・免除制度に関する基本的な考え方

（１）受益者負担の原則の特例

「減額・免除制度」については、「受益者負担の原則」の特例として、あくまでも「政策的で特例的な措置」として位置づける必要があります。すなわち、障害者などへの配慮や、各種団体活動の支援・促進、あるいは施設利用率の向上について配慮しながらも、その適用については、真にやむを得ないものに限定することとします。

（２）基準の統一

公平性・公正性を確保する観点からも、できるだけ全施設で共通した対応になるように「基準の統一」を図るとともに、各施設の特性や役割に応じた運用を行うこととします。

＜減額・免除制度の統一的なイメージ＞

・全施設共通の適用事由
・施設の設置目的に応じた個別事由
・市長（教育委員会及び指定管理者を含む。）が特に必要と認める事由

２　減額・免除基準の適用

市が定める施設使用料の減額・免除の基準は次のとおりとします。

（１）免除の基準

①全施設共通の適用事由として

ⅰ）市が主催又は共催する事業を行うとき
ⅱ）官公署が市民の福祉の向上のために使用するとき
ⅲ）指定管理者が、当該施設の設置目的に応じて使用するとき

②施設の設置目的に応じた個別事由として

ⅰ）市内の公共的団体が、行政活動の協力目的で利用するとき
ⅱ）構成員の半数以上が市内に居住する障害者である団体が利用するとき
ⅲ）市内に居住する障害者（介助者１名を含む。）が個人利用するとき

（２）減額の基準

①施設の設置目的に応じた個別事由として

ｉ）市外に居住する障害者（介助者１名を含む。）が個人利用するとき

（３）市長（教育委員会及び指定管理者を含む。）が特に必要と認めるとき

「市長（教育委員会及び指定管理者を含む。）が特に必要と認める事由」の適用については、想定外の事態などに対応するためのものであり、その適用については、十分な検討を行い、その基準を明確にした上で適用することとします。

※減額及び免除の対象となる「団体」とは、施設の設置目的に応じた構成人数であることとし、かつ、半数以上が市民利用者であるものをいいます。

※減額及び免除の対象となる「個人利用」とは、プールなどの個人利用を想定した施設に限ります。

※上記の「施設の設置目的に応じた個別事由」については、例示であり、当該施設の設置目的に応じたその他の事由を考慮することができることとします。

※減額率は、一律 50％とします。

３　その他の取り扱いについて

（１）減額・免除の事務の簡素化

施設使用料を減額・免除する場合、基本的にはその都度の申請に基づき決定すべきものですが、利用者にとっては、事務手続きが煩雑になることも想定されるため、各施設においては、事務の簡素化を図ることとします。

（２）資格の有無の確認

減額・免除を適用するために、資格の有無を確認する必要があります。特に、住所、障害の有無等が判断基準となっていることから、各施設においてそれぞれ妥当、適切な方法により確認を行うこととします。その際には、身分証明書、各種障害者手帳、団体名簿、行政からの文書等の提示について、利用者の協力を求めるとともに、理解を得る努力が必要とされます。

Ⅴ　まとめ

１　具体的な見直し点について

（１）「Ⅲ　使用料について」に基づいて試算した結果、施設使用料の値上げを検討すべき施設については、経済の状況を踏まえて、市民の負担の増大にならないように値上げを見送ることとします。

（２）施設分類ごとに試算した結果、平均増減率がマイナスとなっているものについては、値上げの見送り等を勘案し、次表の平均増減率の範囲内で値下げを行うこととします。

※値下げ単価は、「別冊　減額を検討すべき施設の使用料単価」参照

（３）市民利用者と市外利用者の負担の公平性を図るため、市外利用者に対する割増料金の適正化を図ることとし、近隣３市の方（志木市・新座市・和光市に在住の方。ただし、本市在勤者、在学者を除く。）については、市外料金を徴収することとします。

（４）区分が市場的・選択的で第３領域の市民会館、産業文化センター、総合体育館については、市外割増率を現行の５０％から１００％に変更します。

（５）減額・免除制度については、個々の施設の設置目的に基づき、真にやむを得ないものに限定して適用することとし、市が主催又は共催する事業で利用する場合等は免除し、健康増進センターを市外に居住する障害者が利用する場合には、市外料金を５０％減じた額とします。

２　今後の方向性

使用料体系の適正化については、今後も後期基本計画の中に位置づけ、受益の負担に応じた、適正な水準で市民サービスが提供できるように努めます。

表　＜施設分類ごとの試算について＞

施設分類名	平均増減率
市民会館	９．７８
集会施設	△１８．７１
斎場	△２０．５３
産業文化センター	４９．１１
コミュニティセンター	△　８．０６
健康増進センター	２７．２７
自転車駐車場	３１．２５
駐車場（１時間当たり）	５０．００
体育施設	４７．４４
溝沼子どもプール	５０．００
公民館	△１２．９４
猪苗代湖自然の家	４２．３１

※「平均増減率」とは、施設分類ごとに

【試算後の施設使用料の合計額】÷【現在の施設使用料の合計額】で算出したものです。

※各施設の部屋ごとの試算値は、別紙、試算結果表のとおりです。

参　考

試　算　結　果　表

この試算結果表は、「朝霞市公共施設使用料の見直しに伴う基本方針」の「３　使用料について」に基づいた算定資料であり、この試算結果どおりに使用料の改定を行うものではありません。

平成２２年６月

政策企画室

試　算　結　果　表

施設名			部屋種別	面積（㎡）	区分	貸館時間	使用料（円）		差額 (B-A)	改正率 (%)
							現行(A)	試算(B)		
第3領域	1	市民会館	ホール(大)	1,151.30	午前	9:00～12:00(3時間)	12,000	18,000	6,000	50.0
					午後	13:00～16:30(3時間半)	20,000	25,000	5,000	25.0
					夜間	17:30～21:30(4時間)	27,000	28,600	1,600	5.9
					全日	9:00～21:30(12時間半)	55,000	82,500	27,500	50.0
			ホール(中)	732.00	午前	9:00～12:00(3時間)	8,000	12,000	4,000	50.0
					午後	13:00～16:30(3時間半)	14,000	15,900	1,900	13.6
					夜間	17:30～21:30(4時間)	19,000	18,200	△800	△4.2
					全日	9:00～21:30(12時間半)	39,000	56,800	17,800	45.6
			楽屋(1)	14.00	午前	9:00～12:00(3時間)	400	300	△100	△25.0
					午後	13:00～16:30(3時間半)	600	300	△300	△50.0
					夜間	17:30～21:30(4時間)	700	300	△400	△57.1
					全日	9:00～21:30(12時間半)	1,700	1,100	△600	△35.3
			楽屋(2)	21.00	午前	9:00～12:00(3時間)	600	400	△200	△33.3
					午後	13:00～16:30(3時間半)	800	500	△300	△37.5
					夜間	17:30～21:30(4時間)	900	500	△400	△44.4
					全日	9:00～21:30(12時間半)	2,300	1,600	△700	△30.4
			楽屋(3)	21.00	午前	9:00～12:00(3時間)	600	400	△200	△33.3
					午後	13:00～16:30(3時間半)	800	500	△300	△37.5
					夜間	17:30～21:30(4時間)	900	500	△400	△44.4
					全日	9:00～21:30(12時間半)	2,300	1,600	△700	△30.4
			楽屋(4)	21.00	午前	9:00～12:00(3時間)	600	400	△200	△33.3
					午後	13:00～16:30(3時間半)	800	500	△300	△37.5
					夜間	17:30～21:30(4時間)	900	500	△400	△44.4
					全日	9:00～21:30(12時間半)	2,300	1,600	△700	△30.4
			リハーサル室（全体）	260.00	午前	9:00～12:00(3時間)	6,200	4,800	△1,400	△22.6
					午後	13:00～16:30(3時間半)	7,200	5,700	△1,500	△20.8
					夜間	17:30～21:30(4時間)	8,200	6,500	△1,700	△20.7
					全日	9:00～21:30(12時間半)	21,600	20,200	△1,400	△6.5
			リハーサル室(1)	130.00	午前	9:00～12:00(3時間)	3,100	2,400	△700	△22.6
					午後	13:00～16:30(3時間半)	3,600	2,800	△800	△22.2
					夜間	17:30～21:30(4時間)	4,100	3,200	△900	△22.0
					全日	9:00～21:30(12時間半)	10,800	10,100	△700	△6.5
			リハーサル室(2)	130.00	午前	9:00～12:00(3時間)	3,100	2,400	△700	△22.6
					午後	13:00～16:30(3時間半)	3,600	2,800	△800	△22.2
					夜間	17:30～21:30(4時間)	4,100	3,200	△900	△22.0
					全日	9:00～21:30(12時間半)	10,800	10,100	△700	△6.5
			1階ロビーの一部のみを使用する場合	468.40	午前	9:00～12:00(3時間)	3,000	4,500	1,500	50.0
					午後	13:00～16:30(3時間半)	3,500	5,250	1,750	50.0
					全日	9:00～16:30(7時間半)	6,500	9,750	3,250	50.0
			201号室	105.00	午前	9:00～12:00(3時間)	2,400	2,000	△400	△16.7
					午後	13:00～16:30(3時間半)	3,500	2,300	△1,200	△34.3
					夜間	17:30～21:30(4時間)	4,300	2,600	△1,700	△39.5
					全日	9:00～21:30(12時間半)	10,200	8,200	△2,000	△19.6
			梅（会議室）	120.00	午前	9:00～12:00(3時間)	2,800	2,200	△600	△21.4
					午後	13:00～16:30(3時間半)	4,000	2,600	△1,400	△35.0
					夜間	17:30～21:30(4時間)	4,900	3,000	△1,900	△38.8
					全日	9:00～21:30(12時間半)	11,700	9,300	△2,400	△20.5
			301号室	79.00	午前	9:00～12:00(3時間)	2,000	1,500	△500	△25.0
					午後	13:00～16:30(3時間半)	2,800	1,700	△1,100	△39.3
					夜間	17:30～21:30(4時間)	3,400	2,000	△1,400	△41.2
					全日	9:00～21:30(12時間半)	8,200	6,100	△2,100	△25.6
			302号室	12.00	午前	9:00～12:00(3時間)	300	200	△100	△33.3
					午後	13:00～16:30(3時間半)	500	300	△200	△40.0
					夜間	17:30～21:30(4時間)	600	300	△300	△50.0
					全日	9:00～21:30(12時間半)	1,400	900	△500	△35.7
			303号室	24.00	午前	9:00～12:00(3時間)	500	400	△100	△20.0
					午後	13:00～16:30(3時間半)	700	500	△200	△28.6
					夜間	17:30～21:30(4時間)	800	600	△200	△25.0
					全日	9:00～21:30(12時間半)	2,000	1,900	△100	△5.0
			304号室	53.00	午前	9:00～12:00(3時間)	1,200	1,000	△200	△16.7
					午後	13:00～16:30(3時間半)	1,600	1,200	△400	△25.0
					夜間	17:30～21:30(4時間)	1,800	1,300	△500	△27.8
					全日	9:00～21:30(12時間半)	4,600	4,100	△500	△10.9

試　算　結　果　表

施設名				部屋種別	面積（㎡）	区分	貸館時間	使用料（円） 現行（A）	使用料（円） 試算（B）	差額（B-A）	改正率（%）
第3領域	1	市民会館		結婚式場	49.60	(1時間)市内		1,500	300	△1,200	△80.0
				披露宴室(高砂)	342.00	(2時間)市内		10,400	4,200	△6,200	△59.6
				披露宴室(松)	165.00	(2時間)市内		5,300	2,100	△3,200	△60.4
				披露宴室(竹)	78.00	(2時間)市内		2,400	1,000	△1,400	△58.3
				披露宴室(梅)	120.00	(2時間)市内		3,500	1,500	△2,000	△57.1
				控室(1)	24.30	(1時間)市内		500	200	△300	△60.0
				控室(2)	13.80	(1時間)市内		300	100	△200	△66.7
第2領域	2	集会施設	①弁財市民センター	ホール	111.79	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,400	1,200	△200	△14.3
						午後	13:00～16:30(3時間半)	1,400	1,200	△200	△14.3
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,800	1,600	△200	△11.1
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	4,600	4,100	△500	△10.9
				会議室	37.70	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	400	0	0.0
						午後	13:00～16:30(3時間半)	400	400	0	0.0
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	500	△100	△16.7
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,500	1,400	△100	△6.7
				和室	36.56	午前	9:00～12:30(3時間半)	700	400	△300	△42.9
						午後	13:00～16:30(3時間半)	700	400	△300	△42.9
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	900	500	△400	△44.4
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,300	1,300	△1,000	△43.5
			②朝志ヶ丘市民センター	第1会議室	23.50	午前	9:00～12:30(3時間半)	300	450	150	50.0
						午後	13:00～16:30(3時間半)	300	450	150	50.0
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	400	600	200	50.0
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,000	1,500	500	50.0
				第2会議室	23.31	午前	9:00～12:30(3時間半)	300	450	150	50.0
						午後	13:00～16:30(3時間半)	300	450	150	50.0
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	400	600	200	50.0
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,000	1,500	500	50.0
				第1和室	21.68	午前	9:00～12:30(3時間半)	300	450	150	50.0
						午後	13:00～16:30(3時間半)	300	450	150	50.0
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	400	600	200	50.0
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,000	1,500	500	50.0
				第2和室	23.31	午前	9:00～12:30(3時間半)	300	450	150	50.0
						午後	13:00～16:30(3時間半)	300	450	150	50.0
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	400	600	200	50.0
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,000	1,500	500	50.0
			③宮戸市民センター	ホール	120.60	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,500	1,300	△200	△13.3
						午後	13:00～16:30(3時間半)	1,500	1,300	△200	△13.3
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,900	1,600	△300	△15.8
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	4,800	4,200	△600	△12.5
				第1会議室	40.17	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	400	0	0.0
						午後	13:00～16:30(3時間半)	400	400	0	0.0
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	500	△100	△16.7
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,500	1,400	△100	△6.7
				第2会議室	39.15	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	400	0	0.0
						午後	13:00～16:30(3時間半)	400	400	0	0.0
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	500	△100	△16.7
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,500	1,400	△100	△6.7
				第1和室	29.74	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	300	△500	△62.5
						午後	13:00～16:30(3時間半)	800	300	△500	△62.5
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	400	△600	△60.0
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,500	1,000	△1,500	△60.0
				第2和室	29.74	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	300	△500	△62.5
						午後	13:00～16:30(3時間半)	800	300	△500	△62.5
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	400	△600	△60.0
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,500	1,000	△1,500	△60.0
			④栄町市民センター	ホール	119.42	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,400	1,200	△200	△14.3
						午後	13:00～16:30(3時間半)	1,400	1,200	△200	△14.3
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,900	1,500	△400	△21.1
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	4,800	3,900	△900	△18.8
				会議室	42.43	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	400	0	0.0
						午後	13:00～16:30(3時間半)	400	400	0	0.0
						夜間	17:00～21:30(4時間半)	700	500	△200	△28.6
						6条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,700	1,400	△300	△17.6

試　算　結　果　表

施設名				部屋種別	面積（㎡）	区分	貸館時間	使用料（円）		差額（B-A）	改正率（%）
								現行（A）	試算（B）		
第2領域	2	集会施設	④栄町市民センター	第1和室	31.05	午前	9:00～12:30（3時間半）	800	300	△500	△62.5
						午後	13:00～16:30（3時間半）	800	300	△500	△62.5
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,000	400	△600	△60.0
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	2,500	1,000	△1,500	△60.0
				第2和室	35.91	午前	9:00～12:30（3時間半）	800	400	△400	△50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	800	400	△400	△50.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,000	500	△500	△50.0
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	2,500	1,200	△1,300	△52.0
			⑤仲町市民センター	ホール	120.07	午前	9:00～12:30（3時間半）	1,500	1,500	0	0.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,500	1,500	0	0.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,900	1,900	0	0.0
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	4,800	4,900	100	2.1
				会議室	46.65	午前	9:00～12:30（3時間半）	400	600	200	50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	400	600	200	50.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	700	700	0	0.0
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	1,700	1,900	200	11.8
				和室	34.78	午前	9:00～12:30（3時間半）	1,000	400	△600	△60.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,000	400	△600	△60.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,300	500	△800	△61.5
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	3,300	1,400	△1,900	△57.6
			⑥溝沼市民センター	ホール	120.96	午前	9:00～12:30（3時間半）	1,500	1,300	△200	△13.3
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,500	1,300	△200	△13.3
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,900	1,700	△200	△10.5
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	4,800	4,300	△500	△10.4
				会議室	46.98	午前	9:00～12:30（3時間半）	400	500	100	25.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	400	500	100	25.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	700	700	0	0.0
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	1,700	1,700	0	0.0
				第1和室	31.05	午前	9:00～12:30（3時間半）	800	300	△500	△62.5
						午後	13:00～16:30（3時間半）	800	300	△500	△62.5
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,000	400	△600	△60.0
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	2,500	1,100	△1,400	△56.0
				第2和室	35.91	午前	9:00～12:30（3時間半）	800	400	△400	△50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	800	400	△400	△50.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,000	500	△500	△50.0
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	2,500	1,300	△1,200	△48.0
			⑦根岸台市民センター	ホール	128.00	午前	9:00～12:30（3時間半）	1,600	1,400	△200	△12.5
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,600	1,400	△200	△12.5
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	2,000	1,900	△100	△5.0
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	5,300	4,700	△600	△11.3
				第1会議室	48.00	午前	9:00～12:30（3時間半）	500	500	0	0.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	500	500	0	0.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	600	700	100	16.7
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	1,600	1,800	200	12.5
				第2会議室	42.00	午前	9:00～12:30（3時間半）	400	500	100	25.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	400	500	100	25.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	500	600	100	20.0
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	1,300	1,600	300	23.1
				工作室	52.50	午前	9:00～12:30（3時間半）	700	600	△100	△14.3
						午後	13:00～16:30（3時間半）	700	600	△100	△14.3
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	900	800	△100	△11.1
						6条	21:30～翌9:00（11時間半）	2,300	1,900	△400	△17.4

試　算　結　果　表

施設名				部屋種別	面積（㎡）	区分	貸館時間	使用料（円）		差額（B-A）	改正率（%）
								現行（A）	試算（B）		
第2領域	2	集会施設	⑧膝折市民センター	ホール	140.00	午前	9:00～12:30（3時間半）	1,700	—	—	—
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,700	—	—	—
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	2,200	—	—	—
				第1会議室	55.00	午前	9:00～12:30（3時間半）	500	—	—	—
						午後	13:00～16:30（3時間半）	500	—	—	—
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	600	—	—	—
				第2会議室	45.00	午前	9:00～12:30（3時間半）	400	—	—	—
						午後	13:00～16:30（3時間半）	400	—	—	—
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	500	—	—	—
				多目的スタジオ	54.00	9:00～11:00（2時間）		500	—	—	—
						11:30～13:30（2時間）		500	—	—	—
						14:00～16:00（2時間）		500	—	—	—
						16:30～18:30（2時間）		500	—	—	—
						19:00～21:00（2時間）		500	—	—	—
第4領域	3	斎場		第1式場・控室	225.66	（1時間）市内		3,700	***5,550***	1,850	50.0
				第2式場・控室	123.41			2,500	***3,200***	700	28.0
				和室（けやき）	74.39			2,700	***1,400***	△1,300	△48.1
				和室（いちょう）	58.47			2,400	***1,300***	△1,100	△45.8
				和室（ふじ）	63.50			2,100	***1,100***	△1,000	△47.6
				和室（きく）	74.39			2,700	***1,400***	△1,300	△48.1
				和室（ゆり）	58.47			2,400	***1,300***	△1,100	△45.8
				和室（ききょう）	63.50			2,100	***1,100***	△1,000	△47.6
				安置室	35.35			100	***100***	0	0.0
第3領域	4	産業文化センター		多目的ホール（ホールのみ）	502.88	午前	9:00～12:00（3時間）	3,500	5,250	1,750	50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	4,100	6,150	2,050	50.0
						夜間	17:30～21:30（4時間）	4,700	7,050	2,350	50.0
						1日	9:00～21:30（12時間半）	12,300	18,450	6,150	50.0
				多目的ホール（ホール及びステージ）	657.37	午前	9:00～12:00（3時間）	6,200	9,300	3,100	50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	7,300	10,950	3,650	50.0
						夜間	17:30～21:30（4時間）	8,300	12,450	4,150	50.0
						1日	9:00～21:30（12時間半）	21,800	32,700	10,900	50.0
				ギャラリー	344.82	午前	9:00～12:00（3時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	3,500	5,250	1,750	50.0
						夜間	17:30～21:30（4時間）	4,000	6,000	2,000	50.0
						1日	9:00～21:30（12時間半）	10,500	15,750	5,250	50.0
				研修室兼集会室（1）	94.89	午前	9:00～12:00（3時間）	1,200	1,500	300	25.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,400	1,800	400	28.6
						夜間	17:30～21:30（4時間）	1,600	2,100	500	31.3
						1日	9:00～21:30（12時間半）	4,200	6,300	2,100	50.0
				研修室兼集会室（2）	51.43	午前	9:00～12:00（3時間）	700	800	100	14.3
						午後	13:00～16:30（3時間半）	800	1,000	200	25.0
						夜間	17:30～21:30（4時間）	1,000	1,100	100	10.0
						1日	9:00～21:30（12時間半）	2,500	3,500	1,000	40.0
				研修室兼集会室（3）	60.59	午前	9:00～12:00（3時間）	800	1,000	200	25.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,000	1,100	100	10.0
						夜間	17:30～21:30（4時間）	1,100	1,300	200	18.2
						1日	9:00～21:30（12時間半）	2,900	4,100	1,200	41.4
				会議室	43.39	午前	9:00～12:00（3時間）	500	700	200	40.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	600	800	200	33.3
						夜間	17:30～21:30（4時間）	700	900	200	28.6
						1日	9:00～21:30（12時間半）	1,800	2,700	900	50.0
第2領域	5	コミュニティセンター		第1集会室	61.80	午前	9:00～12:00（3時間）	600	600	0	0.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	800	700	△100	△12.5
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,000	900	△100	△10.0
				第2集会室	50.20	午前	9:00～12:00（3時間）	500	500	0	0.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	600	600	0	0.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	800	700	△100	△12.5
				展示ギャラリー	246.38	午前	9:00～12:00（3時間）	1,400	2,100	700	50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,700	2,550	850	50.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	2,100	3,150	1,050	50.0
				ホール	550.10	午前	9:00～12:00（3時間）	6,000	5,200	△800	△13.3
						午後	13:00～16:30（3時間半）	8,000	6,000	△2,000	△25.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	10,000	7,800	△2,200	△22.0

試　算　結　果　表

施設名			部屋種別	面積（㎡）	区分	貸館時間	使用料（円）		差額（B-A）	改正率（%）
							現行（A）	試算（B）		
第3	6	健康増進センター	温水プール	2,522.18	（1人）（2時間）市内・一般		400	600	200	50.0
			トレーニングルーム	1,044.27	（1人）市内・一般		200	300	100	50.0
			リフレッシュルーム	284.23	（1人）市内・一般		500	500	0	0.0
第3領域	7	自転車駐車場	①朝霞台駅南口地下	2,189.56	2,070台	（自転車1台）（1箇月）一般	1,800	2,200	400	22.2
						（自転車1台）（3箇月）一般	4,950	6,500	1,550	31.3
					56台	（自転車1台）（一時）一般	100	***100***	0	0.0
			②朝霞台駅南口第1原動機付	170.50	79台	（原付1台）（1箇月）一般	3,000	3,600	600	20.0
						（原付1台）（3箇月）一般	8,400	10,800	2,400	28.6
						一時利用なし				—
			③朝霞台駅南口第1	924.50	550台	定期利用なし				—
						（自転車1台）（一時）一般	100	***100***	0	0.0
			④北朝霞駅東口地下	2,601.90	2,790台	（自転車1台）（1箇月）一般	1,800	***1,800***	0	0.0
						（自転車1台）（3箇月）一般	4,950	***4,950***	0	0.0
					710台	（自転車1台）（一時）一般	100	***100***	0	0.0
			⑤北朝霞駅東口第1原動機付	603.97	280台	（原付1台）（1箇月）一般	3,000	***3,000***	0	0.0
						（原付1台）（3箇月）一般	8,400	***8,400***	0	0.0
						一時利用なし				—
			⑥朝霞駅東口立体	1,252.00	756台	（自転車1台）（1箇月）一般	1,800	2,700	900	50.0
						（自転車1台）（3箇月）一般	4,950	7,425	2,475	50.0
					112台	（自転車1台）（一時）一般	100	***100***	0	0.0
			⑦朝霞駅東口地下	1,153.29	691台	（自転車1台）（1箇月）一般	1,800	2,700	900	50.0
						（自転車1台）（3箇月）一般	4,950	7,425	2,475	50.0
					100台	（自転車1台）（一時）一般	100	***100***	0	0.0
			⑧朝霞駅南口原動機付	629.20	191台	（原付1台）（1箇月）一般	3,000	4,500	1,500	50.0
						（原付1台）（3箇月）一般	8,400	12,600	4,200	50.0
					50台	（原付1台）（一時）一般	200	200	0	0.0
			⑨朝霞駅南口地下	4,850.51	3,710台	（自転車1台）（1箇月）一般	1,800	2,200	400	22.2
						（自転車1台）（3箇月）一般	4,950	6,500	1,550	31.3
					591台	（自転車1台）（一時）一般	100	***100***	0	0.0
			⑩朝霞駅東口原動機付	239.00	78台	（原付1台）（1箇月）一般	3,000	4,500	1,500	50.0
						（原付1台）（3箇月）一般	8,400	12,600	4,200	50.0
						一時利用なし				—
第3	8	駐車場	①北朝霞駅東口広場	263.00	12台	（自動車1台）（1時間）	200	***300***	100	50.0
			②朝霞駅南口広場	319.00	12台	（自動車1台）（1時間）	200	***300***	100	50.0
			③朝霞駅東口広場	277.00	10台	（自動車1台）（1時間）	200	***300***	100	50.0
第3領域	9	総合体育館	メインアリーナ	1,728.00	午前	9:00～12:00（3時間）	4,200	6,300	2,100	50.0
					午後	13:00～17:00（4時間）	6,000	9,000	3,000	50.0
					夜間	18:00～21:30（3時間半）	9,600	14,400	4,800	50.0
			サブアリーナ	777.60	午前	9:00～12:00（3時間）	2,000	3,000	1,000	50.0
					午後	13:00～17:00（4時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
					夜間	18:00～21:30（3時間半）	5,000	7,500	2,500	50.0
			会議室	86.40	午前	9:00～12:00（3時間）	500	750	250	50.0
					午後	13:00～17:00（4時間）	700	1,050	350	50.0
					夜間	18:00～21:30（3時間半）	1,000	1,000	0	0.0
			個人利用（アリーナ）	2,505.60	（1人）（2時間）市内・一般		100	150	50	50.0
			トレーニングルーム	302.40	（1人）（2時間）市内・一般		100	150	50	50.0
			ランニングコース	278.40	（1人）（2時間）市内・一般		100	150	50	50.0
第3領域	10	武道館	柔道場	285.57	午前	9:00～12:00（3時間）	700	1,050	350	50.0
					午後	13:00～17:00（4時間）	1,000	1,500	500	50.0
					夜間	18:00～21:00（3時間）	1,500	1,600	100	6.7
			剣道場	304.50	午前	9:00～12:00（3時間）	700	1,050	350	50.0
					午後	13:00～17:00（4時間）	1,000	1,500	500	50.0
					夜間	18:00～21:00（3時間）	1,500	1,700	200	13.3
			相撲場	451.50	午前	9:00～12:00（3時間）	700	1,050	350	50.0
					午後	13:00～17:00（4時間）	1,000	1,500	500	50.0
					夜間	18:00～21:00（3時間）	1,500	2,250	750	50.0
			各部屋の個人利用	1,041.57	午前	9:00～12:00（3時間）	100	150	50	50.0
					午後	13:00～17:00（4時間）	150	200	50	33.3
					夜間	18:00～21:00（3時間）	200	200	0	0.0
第3領域	11	滝の根テニスコート（3面）		858.45（1面あたり）	（1面）	8:30～10:30（2時間）	300	450	150	50.0
						10:30～12:30（2時間）	300	450	150	50.0
						12:30～14:30（2時間）	300	450	150	50.0
						14:30～16:30（2時間）	300	450	150	50.0

試　算　結　果　表

施設名		部屋種別	面積（㎡）	区分	貸館時間	使用料（円）		差額（B-A）	改正率（%）
						現行（A）	試算（B）		
第3領域	12	中央公園野球場	11,600.00	（1面）	9:00～11:00（2時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
					11:30～13:30（2時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
					14:00～16:00（2時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
					16:30～18:30（2時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
					19:00～21:00（2時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
第3領域	13	中央公園陸上競技場	16,350.00	午前	8:30～12:00（3時間半）	5,000	7,500	2,500	50.0
				午後	13:00～17:00（4時間）	6,000	9,000	3,000	50.0
				夜間	17:00～19:00（2時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
				夜間	19:00～21:00（2時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
				1日	8:30～21:00（12時間半）	17,000	25,500	8,500	50.0
				午前	8:30～12:00（3時間半）	150	225	75	50.0
				午後	13:00～17:00（4時間）	200	300	100	50.0
				夜間	17:00～19:00（2時間）	100	150	50	50.0
				夜間	19:00～21:00（2時間）	100	150	50	50.0
				1日	8:30～21:00（12時間半）	550	825	275	50.0
第3領域	14	青葉台公園テニスコート（5面）	680.00（1面あたり）	（1面）	6:30～ 8:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					8:30～10:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					10:30～12:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					12:30～14:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					14:30～16:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					17:00～19:00（2時間）	800	1,200	400	50.0
					19:00～21:00（2時間）	800	1,200	400	50.0
第3領域	15	北朝霞公園野球場	9,293.00	（1面）	6:00～ 8:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					8:00～10:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					10:00～12:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					12:30～14:30（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					14:30～16:30（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					17:00～19:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					19:00～21:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
第3領域	16	弁財公園テニスコート（2面）	697.00（1面あたり）	（1面）	8:30～10:30（2時間）	300	450	150	50.0
					10:30～12:30（2時間）	300	450	150	50.0
					12:30～14:30（2時間）	300	450	150	50.0
					14:30～16:30（2時間）	300	450	150	50.0
					17:00～19:00（2時間）	300	450	150	50.0
第3領域	17	内間木公園ソフトボール場	9,600.00	（1面）	6:00～ 8:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					8:00～10:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					10:00～12:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					12:30～14:30（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					14:30～16:30（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					17:00～19:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
					19:00～21:00（2時間）	1,500	2,250	750	50.0
第3領域	18	内間木公園テニスコート（2面）	679.00（1面あたり）	（1面）	6:30～ 8:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					8:30～10:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					10:30～12:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					12:30～14:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					14:30～16:30（2時間）	800	1,200	400	50.0
					17:00～19:00（2時間）	800	1,200	400	50.0
					19:00～21:00（2時間）	800	1,200	400	50.0
第3領域	19	内間木公園弓道場（6的）	678.00（全面）	午前	9:00～12:00（3時間）	1,800	2,300	500	27.8
				午後	13:00～17:00（4時間）	2,400	3,100	700	29.2
				夜間	18:00～21:00（3時間）	1,800	2,300	500	27.8
				1日	9:00～21:00（12時間）	6,000	9,000	3,000	50.0
			339.00（半面）	午前	9:00～12:00（3時間）	900	1,200	300	33.3
				午後	13:00～17:00（4時間）	1,200	1,500	300	25.0
				夜間	18:00～21:00（3時間）	900	1,200	300	33.3
				1日	9:00～21:00（12時間）	3,000	4,500	1,500	50.0
			113.00	（1人）（2時間）市内・一般		200	300	100	50.0
2	20	溝沼子どもプール	3,732.64	（1人）付添人		200	300	100	50.0

試　算　結　果　表

施設名				部屋種別	面積（㎡）	区分	貸館時間	使用料（円）		差額（B-A）	改正率（%）
								現行（A）	試算（B）		
第2領域	21	公民館	①中央公民館	第1和室	45.40	午前	9:00～12:00（3時間）	800	400	△400	△50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	900	500	△400	△44.4
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,200	600	△600	△50.0
				第2和室	45.40	午前	9:00～12:00（3時間）	800	400	△400	△50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	900	500	△400	△44.4
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,200	600	△600	△50.0
				会議室	48.00	午前	9:00～12:00（3時間）	400	500	100	25.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	500	500	0	0.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	800	700	△100	△12.5
				第1学習室	47.40	午前	9:00～12:00（3時間）	400	400	0	0.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	500	500	0	0.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	800	700	△100	△12.5
				第2学習室	52.60	午前	9:00～12:00（3時間）	500	500	0	0.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	600	600	0	0.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	900	700	△200	△22.2
				音楽室	125.50	午前	9:00～12:00（3時間）	1,500	1,200	△300	△20.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,700	1,400	△300	△17.6
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	2,000	1,800	△200	△10.0
				美術・工芸室	58.00	午前	9:00～12:00（3時間）	500	500	0	0.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	700	600	△100	△14.3
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	900	800	△100	△11.1
				実習室	74.00	午前	9:00～12:00（3時間）	900	700	△200	△22.2
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,100	800	△300	△27.3
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,400	1,000	△400	△28.6
				レクリエーションホール	216.82	午前	9:00～12:00（3時間）	1,200	1,800	600	50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,500	2,250	750	50.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,800	2,700	900	50.0
				講堂	214.78	午前	9:00～12:00（3時間）	1,200	1,800	600	50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,500	2,250	750	50.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,800	2,700	900	50.0
			②南朝霞公民館	和室	40.90	午前	9:00～12:00（3時間）	600	300	△300	△50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	700	300	△400	△57.1
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	900	400	△500	△55.6
				会議室	88.40	午前	9:00～12:00（3時間）	700	600	△100	△14.3
						午後	13:00～16:30（3時間半）	800	600	△200	△25.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,000	800	△200	△20.0
				実習室	43.51	午前	9:00～12:00（3時間）	500	300	△200	△40.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	600	300	△300	△50.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	800	400	△400	△50.0
				視聴覚室	69.53	午前	9:00～12:00（3時間）	600	400	△200	△33.3
						午後	13:00～16:30（3時間半）	700	500	△200	△28.6
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	900	700	△200	△22.2
				講堂	199.79	午前	9:00～12:00（3時間）	1,000	1,300	300	30.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,200	1,500	300	25.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,500	1,900	400	26.7
			③北朝霞公民館	和室	23.12	午前	9:00～12:00（3時間）	300	300	0	0.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	400	300	△100	△25.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	500	400	△100	△20.0
				会議室	47.97	午前	9:00～12:00（3時間）	400	500	100	25.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	500	600	100	20.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	600	800	200	33.3
				実習室	49.18	午前	9:00～12:00（3時間）	500	500	0	0.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	600	600	0	0.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	800	800	0	0.0
				講堂	167.16	午前	9:00～12:00（3時間）	800	1,200	400	50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,000	1,500	500	50.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,200	1,800	600	50.0

試　算　結　果　表

施設名				部屋種別	面積（㎡）	区分	貸館時間	使用料（円）		差額（B-A）	改正率（%）
								現行（A）	試算（B）		
第2領域	21	公民館	④東朝霞公民館	和室	42.00	午前	9:00～12:00（3時間）	600	300	△300	△50.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	700	300	△400	△57.1
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	900	400	△500	△55.6
				第1会議室	46.75	午前	9:00～12:00（3時間）	400	300	△100	△25.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	500	400	△100	△20.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	600	500	△100	△16.7
				第2会議室	51.00	午前	9:00～12:00（3時間）	400	300	△100	△25.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	500	400	△100	△20.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	600	500	△100	△16.7
				視聴覚室	90.00	午前	9:00～12:00（3時間）	1,000	600	△400	△40.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,200	700	△500	△41.7
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,500	900	△600	△40.0
				体育室	270.00	午前	9:00～12:00（3時間）	1,400	1,800	400	28.6
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,700	2,100	400	23.5
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	2,000	2,700	700	35.0
			⑤内間木公民館	和室	48.20	午前	9:00～12:00（3時間）	900	300	△600	△66.7
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,100	400	△700	△63.6
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,400	500	△900	△64.3
				会議室	79.13	午前	9:00～12:00（3時間）	700	500	△200	△28.6
						午後	13:00～16:30（3時間半）	900	600	△300	△33.3
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,100	800	△300	△27.3
				実習室	91.20	午前	9:00～12:00（3時間）	1,100	600	△500	△45.5
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,300	700	△600	△46.2
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,700	900	△800	△47.1
				視聴覚室	82.48	午前	9:00～12:00（3時間）	1,000	600	△400	△40.0
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,200	700	△500	△41.7
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,500	800	△700	△46.7
				体育室	253.52	午前	9:00～12:00（3時間）	1,400	1,700	300	21.4
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,700	2,000	300	17.6
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	2,100	2,600	500	23.8
			⑥西朝霞公民館	和室	50.40	午前	9:00～12:00（3時間）	900	300	△600	△66.7
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,000	400	△600	△60.0
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,400	500	△900	△64.3
				会議室	85.91	午前	9:00～12:00（3時間）	800	500	△300	△37.5
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,100	600	△500	△45.5
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,300	800	△500	△38.5
				実習室	100.80	午前	9:00～12:00（3時間）	1,100	600	△500	△45.5
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,300	800	△500	△38.5
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,700	1,000	△700	△41.2
				視聴覚室	103.15	午前	9:00～12:00（3時間）	1,200	700	△500	△41.7
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,400	800	△600	△42.9
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	1,800	1,000	△800	△44.4
				体育室	291.95	午前	9:00～12:00（3時間）	1,400	1,900	500	35.7
						午後	13:00～16:30（3時間半）	1,700	2,200	500	29.4
						夜間	17:00～21:30（4時間半）	2,100	2,800	700	33.3
第2領域	22	猪苗代湖自然の家		しゃくなげ	16.70	58人	(1人) (1泊) 市内 大人	1,000	1,400	400	40.0
				ごてん	11.60						
				おきな	15.20						
				つつじ	13.50						
				さつき	12.10						
				ぎぼし	13.50						
				あやめ	13.50						
				りんどう	13.60						
				いなわしろ	14.90						
				えぼし	9.70						
				あかい	8.20						
				いいもり	9.70						
				せあぶり	9.70						
				なくら	8.20						
				ばんだい	9.70						
				みずばしょう	22.40						
				一時使用			(1人)市内・大人	300	450	150	50.0

朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針

別冊　減額を検討すべき施設の使用料単価

平成２２年７月

政策企画室

集会施設（市民センター）使用料単価表

施設名	部屋名	時間区分	貸館時間	現行	試算結果		改定後	
				使用料…A	試算値…B	差額…B-A	使用料…C	差額…C-A
①弁財市民センター	ホール	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,400	1,200	△ 200	1,300	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,400	1,200	△ 200	1,300	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,800	1,600	△ 200	1,700	△ 100
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	4,600	4,100	△ 500	4,200	△ 400
	会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	400	0	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	400	400	0	400	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	500	△ 100	600	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,500	1,400	△ 100	1,500	0
	和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	700	400	△ 300	500	△ 200
		午後	13:00～16:30(3時間半)	700	400	△ 300	500	△ 200
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	900	500	△ 400	600	△ 300
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,300	1,300	△ 1,000	1,500	△ 800
②朝志ヶ丘市民センター	第1会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	300	450	150	300	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	300	450	150	300	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	400	600	200	400	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,000	1,500	500	1,000	0
	第2会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	300	450	150	300	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	300	450	150	300	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	400	600	200	400	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,000	1,500	500	1,000	0
	第1和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	300	450	150	300	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	300	450	150	300	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	400	600	200	400	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,000	1,500	500	1,000	0
	第2和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	300	450	150	300	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	300	450	150	300	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	400	600	200	400	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,000	1,500	500	1,000	0
③宮戸市民センター	ホール	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,500	1,300	△ 200	1,400	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,500	1,300	△ 200	1,400	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,900	1,600	△ 300	1,700	△ 200
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	4,800	4,200	△ 600	4,400	△ 400
	第1会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	400	0	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	400	400	0	400	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	500	△ 100	600	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,500	1,400	△ 100	1,500	0
	第2会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	400	0	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	400	400	0	400	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	500	△ 100	600	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,500	1,400	△ 100	1,500	0
	第1和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	300	△ 500	400	△ 400
		午後	13:00～16:30(3時間半)	800	300	△ 500	400	△ 400
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	400	△ 600	600	△ 400
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,500	1,000	△ 1,500	1,300	△ 1,200
	第2和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	300	△ 500	400	△ 400
		午後	13:00～16:30(3時間半)	800	300	△ 500	400	△ 400
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	400	△ 600	600	△ 400
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,500	1,000	△ 1,500	1,300	△ 1,200
④栄町市民センター	ホール	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,400	1,200	△ 200	1,300	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,400	1,200	△ 200	1,300	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,900	1,500	△ 400	1,600	△ 300
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	4,800	3,900	△ 900	4,100	△ 700
	会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	400	0	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	400	400	0	400	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	700	500	△ 200	600	△ 100
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,700	1,400	△ 300	1,500	△ 200
	第1和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	300	△ 500	400	△ 400
		午後	13:00～16:30(3時間半)	800	300	△ 500	400	△ 400
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	400	△ 600	600	△ 400
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,500	1,000	△ 1,500	1,300	△ 1,200
	第2和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	400	△ 400	500	△ 300
		午後	13:00～16:30(3時間半)	800	400	△ 400	500	△ 300
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	500	△ 500	600	△ 400
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,500	1,200	△ 1,300	1,500	△ 1,000
⑤仲町市民センター	ホール	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,500	1,500	0	1,500	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,500	1,500	0	1,500	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,900	1,900	0	1,900	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	4,800	4,900	100	4,800	0
	会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	600	200	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	400	600	200	400	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	700	700	0	700	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,700	1,900	200	1,700	0
	和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,000	400	△ 600	600	△ 400
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,000	400	△ 600	600	△ 400
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,300	500	△ 800	700	△ 600
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	3,300	1,400	△ 1,900	1,800	△ 1,500
⑥溝沼市民センター	ホール	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,500	1,300	△ 200	1,400	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,500	1,300	△ 200	1,400	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,900	1,700	△ 200	1,800	△ 100
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	4,800	4,300	△ 500	4,400	△ 400
	会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	500	100	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	400	500	100	400	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	700	700	0	700	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,700	1,700	0	1,700	0
	第1和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	300	△ 500	400	△ 400
		午後	13:00～16:30(3時間半)	800	300	△ 500	400	△ 400
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	400	△ 600	600	△ 400
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,500	1,100	△ 1,400	1,400	△ 1,100
	第2和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	400	△ 400	500	△ 300
		午後	13:00～16:30(3時間半)	800	400	△ 400	500	△ 300
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	500	△ 500	600	△ 400
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,500	1,300	△ 1,200	1,600	△ 900
⑦根岸台市民センター	ホール	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,600	1,400	△ 200	1,500	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,600	1,400	△ 200	1,500	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	2,000	1,900	△ 100	2,000	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	5,300	4,700	△ 600	4,900	△ 400
	第1会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	500	500	0	500	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	500	500	0	500	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	700	100	600	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,600	1,800	200	1,600	0
	第2会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	500	100	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	400	500	100	400	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	500	600	100	500	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	1,300	1,600	300	1,300	0
	工作室	午前	9:00～12:30(3時間半)	700	600	△ 100	700	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	700	600	△ 100	700	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	900	800	△ 100	900	0
		６条	21:30～翌9:00(11時間半)	2,300	1,900	△ 400	2,000	△ 300
			合計	136,800 …D	111,200 …E	△ 25,600	114,400 …F	△ 22,400

○改定後の使用料の考え方　　値上げは行わず、試算結果の平均増減率の範囲内で値下げを行うこととします。
　試算結果の平均増減率の出し方　Ｅ ÷ Ｄ × 100 － 100% ＝ △18.71%
　改定後の平均増減率の出し方　　Ｆ ÷ Ｄ × 100 － 100% ＝ △16.37%

斎場　使用料単価表

部屋名	現行	試算結果		改定後	
	使用料…A	試算値…B	差額…B-A	使用料…C	差額…C-A
第1式場・控室	3,700	5,550	1,850	3,700	0
第2式場・控室	2,500	3,200	700	2,500	0
和室(けやき)	2,700	1,400	△ 1,300	1,900	△ 800
和室(いちょう)	2,400	1,300	△ 1,100	1,800	△ 600
和室(ふじ)	2,100	1,100	△ 1,000	1,500	△ 600
和室(きく)	2,700	1,400	△ 1,300	1,900	△ 800
和室(ゆり)	2,400	1,300	△ 1,100	1,800	△ 600
和室(ききょう)	2,100	1,100	△ 1,000	1,500	△ 600
安置室	100	100	0	100	0
合計	20,700 …D	16,450 …E	△ 4,250	16,700 …F	△ 4,000

※使用料は、1時間あたりの単価です。

○改定後の使用料の考え方　　値上げは行わず、試算結果の平均増減率の範囲内で値下げを行うこととします。

試算結果の平均増減率の出し方　E ÷ D × 100 － 100% ＝ △20.53%

改定後の平均増減率の出し方　　F ÷ D × 100 － 100% ＝ △19.32%

コミュニティセンター　使用料単価表

部屋名	時間区分	貸館時間	現行	試算結果		改定後	
			使用料…A	試算値…B	差額…B-A	使用料…C	差額…C-A
第1集会室	午前	9:00～12:00(3時間)	600	600	0	600	0
	午後	13:00～16:30(3時間半)	800	700	△ 100	800	0
	夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	900	△ 100	1,000	0
第2集会室	午前	9:00～12:00(3時間)	500	500	0	500	0
	午後	13:00～16:30(3時間半)	600	600	0	600	0
	夜間	17:00～21:30(4時間半)	800	700	△ 100	800	0
展示ギャラリー	午前	9:00～12:00(3時間)	1,400	2,100	700	1,400	0
	午後	13:00～16:30(3時間半)	1,700	2,550	850	1,700	0
	夜間	17:00～21:30(4時間半)	2,100	3,150	1,050	2,100	0
ホール	午前	9:00～12:00(3時間)	6,000	5,200	△ 800	5,600	△ 400
	午後	13:00～16:30(3時間半)	8,000	6,000	△ 2,000	7,000	△ 1,000
	夜間	17:00～21:30(4時間半)	10,000	7,800	△ 2,200	8,900	△ 1,100
		合計	33,500 …D	30,800 …E	△ 2,700	31,000 …F	△ 2,500

〇改定後の使用料の考え方　　値上げは行わず、試算結果の平均増減率の範囲内で値下げを行うこととします。

試算結果の平均増減率の出し方　E ÷ D × 100 － 100% ＝ △8.06%

改定後の平均増減率の出し方　F ÷ D × 100 － 100% ＝ △7.46%

公民館　使用料単価表

施設名	部屋名	時間区分	貸館時間	現行	試算結果		改定後	
				使用料…A	試算値…B	差額…B-A	使用料…C	差額…C-A
中央公民館	第１和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	400	△ 400	600	△ 200
		午後	13:00～16:30(3時間半)	900	500	△ 400	700	△ 200
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,200	600	△ 600	900	△ 300
	第２和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	400	△ 400	600	△ 200
		午後	13:00～16:30(3時間半)	900	500	△ 400	700	△ 200
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,200	600	△ 600	900	△ 300
	会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	500	100	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	500	500	0	500	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	800	700	△ 100	800	0
	第１学習室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	400	0	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	500	500	0	500	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	800	700	△ 100	800	0
	第２学習室	午前	9:00～12:30(3時間半)	500	500	0	500	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	600	600	0	600	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	900	700	△ 200	800	△ 100
	音楽室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,500	1,200	△ 300	1,400	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,700	1,400	△ 300	1,600	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	2,000	1,800	△ 200	1,900	△ 100
	美術・工芸室	午前	9:00～12:30(3時間半)	500	500	0	500	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	700	600	△ 100	700	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	900	800	△ 100	900	0
	実習室	午前	9:00～12:30(3時間半)	900	700	△ 200	800	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,100	800	△ 300	1,000	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,400	1,000	△ 400	1,200	△ 200
	レクリエーションホール	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,200	1,800	600	1,200	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,500	2,250	750	1,500	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,800	2,700	900	1,800	0
	講堂	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,200	1,800	600	1,200	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,500	2,250	750	1,500	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,800	2,700	900	1,800	0
南朝霞公民館	和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	600	300	△ 300	500	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	700	300	△ 400	500	△ 200
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	900	400	△ 500	700	△ 200
	会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	700	600	△ 100	700	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	800	600	△ 200	700	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,000	800	△ 200	900	△ 100
	実習室	午前	9:00～12:30(3時間半)	500	300	△ 200	400	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	600	300	△ 300	500	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	800	400	△ 400	600	△ 200
	視聴覚室	午前	9:00～12:30(3時間半)	600	400	△ 200	500	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	700	500	△ 200	600	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	900	700	△ 200	800	△ 100
	講堂	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,000	1,300	300	1,000	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,200	1,500	300	1,200	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,500	1,900	400	1,500	0
北朝霞公民館	和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	300	300	0	300	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	400	300	△ 100	400	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	500	400	△ 100	500	0
	会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	500	100	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	500	600	100	500	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	800	200	600	0
	実習室	午前	9:00～12:30(3時間半)	500	500	0	500	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	600	600	0	600	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	800	800	0	800	0
	講堂	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	1,200	400	800	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,000	1,500	500	1,000	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,200	1,800	600	1,200	0
東朝霞公民館	和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	600	300	△ 300	500	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	700	300	△ 400	500	△ 200
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	900	400	△ 500	700	△ 200
	第１会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	300	△ 100	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	500	400	△ 100	500	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	500	△ 100	600	0
	第２会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	400	300	△ 100	400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	500	400	△ 100	500	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	600	500	△ 100	600	0
	視聴覚室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,000	600	△ 400	800	△ 200
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,200	700	△ 500	1,000	△ 200
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,500	900	△ 600	1,200	△ 300
	体育室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,400	1,800	400	1,400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,700	2,100	400	1,700	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	2,000	2,700	700	2,000	0
内間木公民館	和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	900	300	△ 600	600	△ 300
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,100	400	△ 700	800	△ 300
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,400	500	△ 900	1,000	△ 400
	会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	700	500	△ 200	600	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	900	600	△ 300	800	△ 100
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,100	800	△ 300	1,000	△ 100
	実習室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,100	600	△ 500	900	△ 200
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,300	700	△ 600	1,000	△ 300
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,700	900	△ 800	1,300	△ 400
	視聴覚室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,000	600	△ 400	800	△ 200
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,200	700	△ 500	1,000	△ 200
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,500	800	△ 700	1,200	△ 300
	体育室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,400	1,700	300	1,400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,700	2,000	300	1,700	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	2,100	2,600	500	2,100	0
西朝霞公民館	和室	午前	9:00～12:30(3時間半)	900	300	△ 600	600	△ 300
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,000	400	△ 600	700	△ 300
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,400	500	△ 900	1,000	△ 400
	会議室	午前	9:00～12:30(3時間半)	800	500	△ 300	700	△ 100
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,100	600	△ 500	900	△ 200
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,300	800	△ 500	1,100	△ 200
	実習室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,100	600	△ 500	900	△ 200
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,300	800	△ 500	1,100	△ 200
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,700	1,000	△ 700	1,400	△ 300
	視聴覚室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,200	700	△ 500	1,000	△ 200
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,400	800	△ 600	1,100	△ 300
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	1,800	1,000	△ 800	1,400	△ 400
	体育室	午前	9:00～12:30(3時間半)	1,400	1,900	500	1,400	0
		午後	13:00～16:30(3時間半)	1,700	2,200	500	1,700	0
		夜間	17:00～21:30(4時間半)	2,100	2,800	700	2,100	0
			合計	104,300 …D	90,800 …E	△ 13,500	93,500 …F	△ 10,800

○改定後の使用料の考え方　　値上げは行わず、試算結果の平均増減率の範囲内で値下げを行うこととします。

試算結果の平均増減率の出し方　E ÷ D × 100 － 100% ＝ △12.94%

改定後の平均増減率の出し方　F ÷ D × 100 － 100% ＝ △10.35%